第二条第九号を同条第十一号とし、同条第八号ロ中「かぎ」を「鍵」に改め、同号ハ中「第一類医薬品を」を「開店時間のうち、第一類医薬品を」に、「営業時間」を「時間」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「かぎ」を「鍵」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、次に定めるところに適合するものであること。

イ　要指導医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。

ロ　要指導医薬品陳列区画に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。ただし、要指導医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。

ハ　開店時間のうち、要指導医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、要指導医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。

第二条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「一般用医薬品を販売し」を「開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し」に、「営業時間」を「時間」に改め、「場合には、」の下に「要指導医薬品又は」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、店舗であることがその外観から明らかであること。

第二条に次の一号を加える。

十二　営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。

第三条第一項第六号中「かぎ」を「鍵」に改める。

（薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部改正）

第三条　薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和三十九年厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「医薬品の調剤及び」を「調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の」に改め、同項第一号中「営業時間」を「開店時間（薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第十四条の三第一項に規定する開店時間をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「一日平均取扱処方せん数」を「一日平均取扱処方箋数」に、「総取扱処方せん数」を「総取扱処方箋数」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に、「処方せんの」を「処方箋の」に改め、同項第三号中「第一類医薬品」を「要指導医薬品又は第一類医薬品」に改め、同項第十二号中「第三十六条の六第一項から第三項まで並びに薬事法施行規則第十五条の六第一項及び第十五条の七第一項」を「第三十六条の四第一項及び第四項並びに第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項」に改め、「研修」の下に「（特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。）」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第九条の二」を「第九条の三第一項及び第四項」に改め、「提供」の下に「及び指導」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号中「第一類医薬品」を「要指導医薬品又は第一類医薬品」に、「営業時間」を「開店時間」に改め、「総和が、」の下に「要指導医薬品又は」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分の一以上であること。

第一条第一項第八号中「第一類医薬品を」を「要指導医薬品又は第一類医薬品を」に改め、「において」の下に「要指導医薬品又は」を、「薬局内の」の下に「要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに」を加え、「情報提供」を「情報の提供」に、「営業時間」を「開店時間」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「一般用医薬品」を「要指導医薬品又は一般用医薬品」に、「営業時間」を「開店時間」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「一般用医薬品を」を「要指導医薬品又は一般用医薬品を」に改め、「薬局において」の下に「要指導医薬品又は」を、「薬局内の」の下に「要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一条第一項第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。第九号において同じ。）並びに」を加え、「情報提供」を「情報の提供」に、「薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第一条第一項第十号」を「薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号」に、「以下第八号」を「第九号」に、「営業時間」を「開店時間」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第七条第四号」を「施行規則第一条第五項第二号」に、「いう。以下」を「いい、特定販売（施行規則第一条第二項第四号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において」に、「営業時間」を「開店時間」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第九条の三第四項、第三十六条の四第四項、第三十六条の六第四項又は第三十六条の十第五項の規定による情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。

第一条第二項中「前項第十号から第十二号」を「前項第十二号から第十四号」に改め、同項第四号中「情報提供」の下に「及び指導」を加える。

第二条第一項中「第二十六条第二項第二号」を「第二十六条第四項第二号」に改め、同項第一号中「第一類医薬品」を「要指導医薬品又は第一類医薬品」に改め、同項第七号中「一般用医薬品の情報提供」を「法第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供」に改め、「その他の」の下に「要指導医薬品及び」を加え、「一般用医薬品の適正販売等」を「要指導医薬品等の適正販売等」に改め、「研修」の下に「特定販売を行う店舗にあつては、特定販売に関する研修を含む。」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第一類医薬品」を「要指導医薬品」に、「営業時間」を「開店時間」に改め、「総和が、」の下に「要指導医薬品又は」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分の一以上であること。

第二条第一項第五号中「第一類医薬品を」を「要指導医薬品又は第一類医薬品を」に改め、「において」の下に「要指導医薬品又は」を、「店舗内の」の下に「要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに」を加え、「情報提供」を「情報の提供」に、「営業時間」を「開店時間」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「一般用医薬品」を「要指導医薬品又は一般用医薬品」に、「営業時間」を「開店時間」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。